

Tokyo P-TECH 事業実施基準

(目的)

第1条 本実施基準は、都立高校等、専門学校等及びITに関する企業等が連携及び協力し、ITに関する知識・技術を身に付けさせるだけではなく、生涯にわたって社会で活躍するIT人材を育成する事業である「Tokyo P-TECH」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業名称)

第2条 事業の名称を「Tokyo P-TECH 事業」(以下「事業」という。)とする。

(教育理念及び育成すべき人材像)

第3条 事業の教育理念及びその考え方並びに育成すべき人材像及びその考え方は、次の表のとおりとする。

項目	内容	考え方
教育理念	都立高校、専門学校及び企業等が連携及び協力し、教育プログラムを開発するとともに、チャレンジする機会を提供し続けることで、新たな社会の創造に貢献する。	<p>理念は、都立高校、専門学校及び企業等の連携及び協力により、学びから実社会でのキャリアまでを一貫して考える取組であるということを指す。</p> <p>また、理念の中にある「チャレンジする機会」とは、生徒・学生が、教育プログラムにチャレンジするということだけでなく、自らの置かれた環境やキャリアに向かってチャレンジすること、新たな社会の共創に向けてチャレンジすることの三つの意味を含む。</p> <p>「提供し続ける」とは、パートナーとなる企業の仲間を増やし、チャレンジし続ける実際の機会を生徒・学生に提供し続けること、地域などを含めた社会人や教員が生徒・学生を応援し勇気づける機会を提供し続けること、企業人や教員が変革し続けること、企業が、社会で活躍する新たな道を提供し続けることを指す。</p>
育成すべき人材像	情報化及びグローバル化が進む時代において、様々な変化を自ら楽しみながら	人材像の中にある「様々な変化」とは、社会の変容、IT技術の進歩、自分自身の成長などを指す。「楽しみながら」とは、単に面白い

	<p>ら主体的に学び、新たな社会を共創する I T 人材</p>	<p>ということではなく、困難な課題や新たな課題に対して、好奇心や興味・関心をもって自分で考え、自らキャリアデザインを描き、それに向かって自分から学び続けるという意味を含む。</p> <p>人材像は、中学生やその保護者に対してのメッセージでもあり、社会に対するメッセージでもある。どんな環境にある子供でも、I T を学べる学校で多くの失敗や成功の体験をしながら、安心して勉強できるというメッセージでもある。</p>
--	----------------------------------	---

(対象都立高校等の指定)

第 4 条 事業を実施する都立高校等は、東京都教育委員会が指定（以下「指定の都立高校」という。）する。

(連携する専門学校等)

第 5 条 指定の都立高校と連携して実施することを希望する専門学校等（以下「連携専門学校」といい、その運営主体となる学校法人等を含む。以下同じ。）は、東京都教育委員会に連携を申し出て、東京都教育委員会の承諾の上で東京都教育委員会と事業に関する連携協定を締結し、本実施基準に定める内容を実施する。連携専門学校における実施学科等は、原則として I T に関する課程を有する 2 年制の学科とする。

また、連携専門学校は、第 10 条に定める Tokyo P-TECH コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に加入することとする。

(事業に参加する企業等)

第 6 条 事業に参加する企業等（以下「参加企業等」という。）は、指定の都立高校及び連携専門学校に対し、第 7 条に定める実施内容を行い、教職員及び生徒・学生を支援する。

また、参加を希望する企業等は、加入届を提出し、東京都教育委員会の承諾の上で第 10 条に定めるコンソーシアムに加入することとする。

(事業を実施する都立高校、専門学校等及び参加企業等の組み合わせ)

第 7 条 事業を実施する指定の都立高校、連携専門学校及び参加企業等の組み合わせは東京都教育委員会が決定する。

(実施内容)

第 8 条 事業の実施内容は、次表及び別図のとおりとする。

なお、実施内容の詳細については、第 10 条に定めるコンソーシアムにおいて決定するものとする。

区分	項目	実施内容
指定する都立高校及び連携専門学校における取組	一貫した連携教育カリキュラムの実施	事業において実施する教育プログラムの基本的な展開は、別図のとおりとする。指定する都立高校及び連携専門学校は、連携して一貫した教育カリキュラムを開発及び策定し、実施するものとする。
	生徒及び学生の進学の支援に関する取組	指定する都立高校及び連携専門学校における5年間の一貫した教育カリキュラムを実現及び提供するために、生徒が連携専門学校に円滑に進学するための進学制度を検討し、整備する。
	生徒・学生の学習環境の整備	生徒及び学生が5年間の一貫した教育カリキュラムを受講するにあたり、学修期間中の学費の支援等を含めた学習環境について検討し、整備する。
参加企業等による取組	事業で育成すべき人材の能力等に関すること。	参加企業等は、ITを活用して社会課題を解決するなど、IT人材として活躍するために必要とされる具体的能力について、指定する都立高校及び連携専門学校とともに検討する。また、具体的能力については、適宜見直しを行うこととする。参加企業等が複数あるときには、各企業の意見等を調整する。
	教育プログラム策定に係る支援	参加企業等は、指定する都立高校及び連携専門学校における一貫した連携教育カリキュラムの開発及び策定に当たり、IT関連企業等で具体的に求められる資質及び能力等に関する情報を提供し、連携教育カリキュラムの開発及び策定を支援する。
	教育活動の実施支援	参加企業等は、連携教育カリキュラムに基づく教育活動において、参加企業等の社員によるメンタリング、参加企業等への生徒・学生の職場訪問、ジョブ・シャドーイング、プロジェクト学習、ITに関する講話の実施及びインターンシップ等の教育内容を、指定する都立高校及び連携専門学校と協力し、円滑に実施する。

(就業等の支援)

第9条 参加企業等は、事業により指定の都立高校及び連携専門学校における5年間の課程を修了した生徒・学生の進学や就業等について、自社での採用の検討、他社への生徒・学生の推薦等を含め必要な支援を行うものとする。

2 参加企業等は、生徒・学生が進学や就業等のキャリアを検討するに当たり、生徒・学生との調整により、インターンシップ(有給又は無給。)の実施等の必要な支援策について検討するものとする。

3 参加企業等は、生徒・学生の就業等に当たっては、差別のない公正な選考等の実施に配慮するものとする。

(コンソーシアムの設置)

第10条 事業内容の詳細を審議するため、東京都教育委員会はコンソーシアムを設置する。

2 コンソーシアムは、指定の都立高校、連携専門学校及び参加企業等が入会し、構成するものとする。

3 コンソーシアムは、第8条に定める事業実施内容の詳細その他の事項について審議する。

4 その他コンソーシアムの設置及び運営については、「Tokyo P-TECH コンソーシアム設置要項」の定めるところによる。

(本事業の実施に係る費用負担)

第11条 事業において経費負担が発生する場合は、原則として経費の発生する組織・団体等において負担することとするが、この定めによりがたい場合には、協議によりその都度決定するものとする。

(事故の防止及び対応)

第12条 事業の実施においては、事故等のないように万全の注意を払うものとする。万が一事故等があった場合には、教育内容を実施する学校の校長に報告し、必要な指示を仰ぐこととする。

(個人情報保護)

第13条 事業の実施に当たり、事業を実施しようとする者は、個人情報の取扱いには十分留意することとし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)その他関係法令を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業の終了時期)

第14条 本事業の終了時期は、東京都教育委員会及び連携専門学校との協定の中で定めるものとする。

(本実施基準の改訂)

第15条 東京都教育委員会は、本実施基準を改定する場合には、事前にコンソーシアム構

成員に意見を聴取するものとする。

(附則)

本実施基準は、令和2年10月7日から施行する。

(附則)

本実施基準は、令和4年4月28日から施行する。

別図（第8条関係）

年次	高等学校1年 (1年生)	高等学校2年 (2年生)	高等学校3年 (3年生)	専門学校等1年 (4年生)	専門学校等2年 (5年生)
主として育成すべき能力等	・事業の早期から育成すべき基本的素養	・IT人材としての専門力の基礎 ・企業人・社会人としての基本的能力の基礎		・IT人材としての専門力 ・企業人・社会人としての基本的能力	
連携及び協力して実施する具体的取組例	・ITに関する社会人講話等	・メンタリング ・職場訪問 ・課題研究		・メンタリング ・インターンシップ ・課題研究	

別表1（第4条及び第5条関係）

指定する都立高校及び連携専門学校（令和4年4月28日現在）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 東京都立町田工業高等学校 | 1学年全員及び情報テクノロジー系列 |
| 日本工学院八王子専門学校 | IT カレッジ |
| (2) 東京都立荒川工業高等学校 | 情報技術科 |
| 日本電子専門学校 | |
| (3) 東京都立府中工業高等学校 | 情報技術科 |
| 日本工学院八王子専門学校 | IT カレッジ |